

| 改正概要説明書 | |
|---|------------|
| 国名： フィンランド | 法令名： 実用新案法 |
| 改正情報： 2013 年 1 月 31 日法律 No. 105 により改正 | |
| 改正概要： | |
| <p>1. 出願変更に関する改正</p> <p>特許出願からの変更だけでなく，欧州特許出願からも実用新案登録出願への変更が認められるよう改正された(第 8 条)。</p> | |
| <p>2. PLT 条約の影響による出願日の認定要件及び権利の回復に関する改正</p> <p>PLT 条約の影響により，実用新案法にも出願日の認定要件を緩和する規定(特許法の第 8b 条，第 8c 条に該当する規定)が導入された(第 7a 条，第 7b 条)。また，出願人又は権利者が期限徒過によって喪失した権利についての回復に関する規定が導入された(第 26a 条，第 26b 条)。</p> | |
| <p>3. 裁判所に関する改正</p> <p>実用新案権に関する民事事件及び行政事件についての訴訟(ライセンスの強制的設定に関する審理を含む)が，市場裁判所(Markkinaoikeus)の管轄となり，関連する規定が改正された(第 23 条，第 43 条)。実用新案権に関する刑事事件についての訴訟はヘルシンキ地方裁判所が第一審となる(第 44 条)。</p> | |
| <p>4. 国際出願の国内移行手続期限に関する改正</p> <p>国際出願について国内移行手続(フィンランド語又はスウェーデン語以外の言語による出願である場合には，当該言語による翻訳文の提出)を行うことができる期間が，国際出願日又は優先権主張を伴う出願にあっては優先日から 20 月以内(国際予備審査の請求があった場合は 30 月)であったものが，31 月以内に変更された(第 45d 条)。</p> | |
| 改正内容： | |
| <p>・ 第 2 条</p> <p>欧州特許条約第 13 版(2007 年 12 月 13 日施行)による改訂に伴い，「欧州特許条約第 158 条(1)に基づく公開」が「欧州特許条約第 153 条(3)の規定による公開」に変更された。</p> | |
| <p>・ 第 6 条</p> <p>「登録当局は，提出された出願についての記録簿に記録する。」が追加された。 「考案が微生物学的方法による生成物に関する場合は」が「考案が生物学的材料に関係している場合又は生物学的材料の使用を伴って実施されている場合には」に変更された。</p> | |
| <p>・ 第 6a 条</p> <p>記録簿への記録項目に関する新設条文である。</p> | |
| <p>・ 第 7a 条，第 7b 条</p> <p>出願日認定に関する新設条文である。</p> | |

・ **第 8 条**

出願変更の対象に欧州特許出願が追加された。これに伴い、更新手数料の納付について規定された。

・ **第 10 条**

「フィンランドに住所を有する」が「欧州経済地域に住所を有しており」に変更された。公示送達に関して規定された。

・ **第 17 条**

「主張公告」について明確化された。

・ **第 19 条**

実用新案登録の無効事由について明確化された。

・ **第 20 条**

無効の請求に対する実用新案権者の対応について明確化された。

・ **第 21 条**

無効の請求に対する登録当局の対応について明確化された。

・ **第 22 条**

審判請求事由が追加された。

・ **第 23 条**

2013 年 9 月 1 日から知的財産権関連の訴訟は、市場裁判所 (Market Court) で扱われることになり、これに伴う改正である。

・ **第 26 条**

「更新手数料は、納付期日前 1 年より前には納付することができない。」が追加された。

・ **第 26a 条, 第 26b 条**

救済措置の拡充に関する新設条文である。

・ **第 33 条**

「当該の登録放棄は、実用新案出願の出願日から効力を有するものとする。」が追加された。

・ **第 41 条**

第 2 段落が廃止された。

・ **第 42 条**

廃止された。

・第 43 条

2013 年 9 月 1 日から知的財産権関連の訴訟は、市場裁判所 (Market Court) で扱われることになり、これに伴う改正である。

・第 44 条, 第 44a 条, 第 44b 条, 第 44c 条

ヘルシンキ地方裁判所での審理に関する新設条文である。

・第 45 条

廃止された。

・第 45d 条

国際実用新案出願に関し「優先日から 20 月以内」が「優先日から 31 月以内」に変更された。

「出願人が当該国際実用新案出願について国際予備審査を請求し、かつ、第 1 段落にいう日から 19 月以内に、特許協力条約及びその規則に基づき、国際予備審査の結果をフィンランドにおける実用新案権出願に利用する意図を表明した場合は、出願人は、上記の日から 30 月以内に第 1 段落の要件を満たさなければならない。」が削除された。

・第 45e 条

廃止された。

・第 45f 条

「フィンランドに住所を有する代理人」が「欧州経済領域に住所を有する代理人」に変更された。

・第 47 条

「当該施行規則は実用新案出願及びその処理、登録、補正及び期間並びにその他同等の技術的問題を対象とすることができる。」が追加された。

・第 49 条

法律 700/2008, 法律 744/2011, 法律 105/2013 に関して追加された。